

既に法政大学にマイナンバーをご提出いただいている場合は、
この文書は破棄いただいて構いません。

また、ご自身のマイナンバーを、同一世帯のご家族の方が
管理されている場合は、本書面はその方にお渡しください。

2026年1月

各位

学校法人法政大学人事部

マイナンバー制度への法政大学の対応について（お知らせ）

平素より本学の教育・研究活動にご尽力頂き、誠に有り難うございます。

さて、本学よりお支払いする給与、手当・謝礼等に関する税務手続、または事業主としての社会保険事務手続に際し本学はマイナンバー（個人番号）の取得を行う必要があります。つきましては、下記の通り対応方法についてお知らせいたします。個人番号取得に関してご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 マイナンバー制度について

(1) 概要

税・社会保障・災害対策の分野において、2016年1月よりマイナンバー制度（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づく「社会保障・税番号制度」）が導入されました。

本学も税金、社会保険の手続きを行っておりますので、源泉徴収票や社会保険関連の各種帳票に教職員本人・扶養親族、学生雇用、委託業務受託者、手数料・報酬をお支払いした方の個人番号を記載して関係機関に提出する義務があります。そのため、対象となる皆様から個人番号を取得する必要があります。

(2) マイナンバー（個人番号）について

2015年10月以降に住民票を有するすべての方（外国籍の方も含みます）に、個人番号の「通知カード」が住民票地に郵送されています（市区町村に申請することにより、「通知カード」に代わり、顔写真・ICチップ付の「マイナンバーカード」を取得できます）。

個人番号は各人に固有の番号であり、税・社会保障・災害対策の目的に限り利用できるものです。それ以外の用途で個人番号を取得・提供することや、利用することはできません。

※「マイナンバーカード」は個人番号が記載された裏面を除き、身分証明証等に利用可能です。

2 本学の対応について

(1) 対象範囲

教職員（兼任教員含む）、教職員の扶養家族、学生スタッフ、TA・RA、講演者等、弁護士等

学校法人法政大学から給与・手当を受け取っている方は、原則として対象となります。

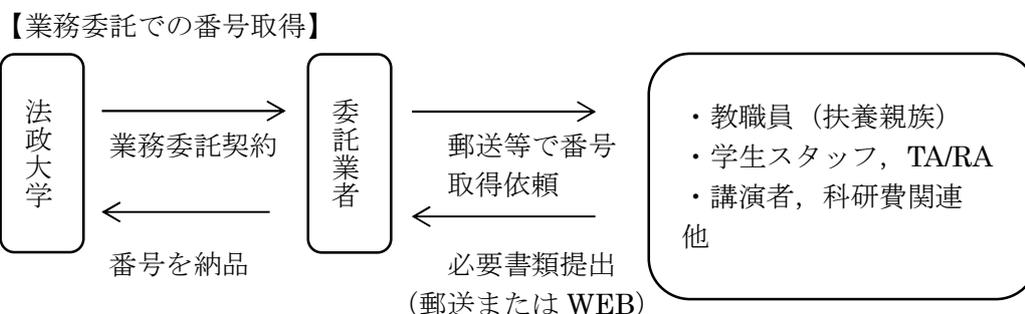
また、学校法人法政大学から謝礼等を受け取った方は、原則として対象となりますが、受け取られた謝礼等の金額が、年間で通算して、税務帳票記載不要の金額（5万円以下）の場合は対象外です。

（裏面に続く）

(2) 個人番号取得について

本学は対象範囲が広範囲に渡るため、安全管理の面から個人番号取得に関しては業務委託で対応いたします。

業務委託契約を結んだ委託業者から、直接対象者のご自宅等へ番号取得に関する書類を送付いたします。必要書類を揃え、委託業者へご提出をお願いいたします。取得した個人番号は、最終的に法政大学に納品され、大学（人事部）で管理します。



(3) 委託業者について

委託業者は、「ヤマトシステム開発株式会社」となります。

※業者に関しては、学内に委員会を設け、安全性を第一に選定しております。

3 皆さまへのお願い

法政大学が委託している「ヤマトシステム開発株式会社」より、個人番号取得依頼の封書が郵送にてご自宅に届く予定です。

法政大学から給与、手当・謝礼等を受け取っている方は、源泉徴収票や社会保険関連の各種帳票に個人番号を記載して関係機関に提出するため、個人番号が必要となります。そのため、個人番号の提供に関しご協力をお願いいたします。**ご自宅に届く封書を必ずご確認ください、必要な書類を揃え、提出くださいますようお願いいたします。**

※既に法政大学に個人番号を提供いただいている場合は、個人番号取得依頼の封書は届きません。

※ご提出方法は、同封の返信用封筒を用いての郵送、またはWEB経由での提出となります。

4 その他

(1) マイナンバー制度に関する概要については、内閣官房 Web ページ等を参照してください。

(2) その他、ご不明な点等がございましたら、人事部までご連絡ください。

内閣官房 Web ページ



以上

担当：学校法人法政大学 人事部人事課

03-3264-6319・9338

mynumber@ml.hosei.ac.jp